

## 三次市教育委員会会議録

- 1 日 時 令和2年8月19日(水)  
開会 午後 2時00分  
閉会 午後 4時40分
- 2 会 場 三次市役所本館 6階 601会議室
- 3 出席委員 教 育 長 松 村 智 由  
委 員 小 根 森 直 子  
委 員 深 水 顕 真  
委 員 井 岡 直 美  
委 員 藤 井 皇 治 郎
- 4 出席職員 教 育 次 長 甲 斐 和 彦  
教育委員会事務局付課長 河 野 智 樹  
学校教育課長 大 原 哲 也  
教育委員会事務局付課長 赤 木 実  
文化と学びの課長 古 矢 俊 彦  
教育総務係長 伊 藤 浩 司  
文化と学びの課主査 迫 あ す か
- 5 議事日程
- (1) 議案第21号 定例市議会に提出される教育委員会関係の議案について(非公開)
  - (2) 議案第22号 令和3年度就学児等の措置について(非公開)
  - (3) 議案第23号 9月補正予算について(非公開)
  - (4) 報告1 三次市中学校部活動生徒派遣事業補助金交付要綱の一部改正について(公開)
  - (5) 報告2 三次市家庭学習支援のための通信環境整備に関する補助金交付要綱の制定について(非公開)

教育総務係長 ただいまから教育委員会会議を開催する。教育長の報告をお願いします。

松村教育長 大きく4点を報告する。まず1点目、新型コロナウイルスの関係で学校の休業が続き、各学校での夏季休業は実質11日から12日となった。2学期の始業式が、昨日今日明日と、そこへ示している学校数で行われ、2学期が始まっていくとしている。なお、十日市中学校は、8月28日までを1学期、31日から2学期とする届け出をしているため、この始業式の数には示していない。それぞれの学校でそういった工夫を行っている。今の十日市中学校の例でいうと、短い1学期の期間で評定をしていくことの難しさがあり、ある程度の期間授業を行う中で生徒を見て、評定していきたいということであるが、これは十日市中学校のみではなく、他の学校においても同様に、通常の間取りや、各学期での評定を加味しながらそれぞれの学校で工夫してやっている。2点目、新型コロナウイルス感染症については、休みなく心配な状況が続いている。この夏休みの期間中も含め、児童生徒のPCR検査を受ける状況が三次市でも続いている。家族がPCR検査を受けられたり、濃厚接触者と判断されたりすれば、子どもも検査を受けることが出てくる。例えば、板橋区と葛飾区で児童感染という記事で載っていたが、この二つに共通するのは、同居する家族の感染が判明し、PCR検査を受けた結果、陽性が確認をされたということである。次に、庄原市の県立高等学校の件については、8月8日、庄原の50代の県立学校の教職員が感染しており、これに関わって、生徒が79人、教職員が28人、その他の関係者2人、トータル109人がPCR検査を受けられ、そのうち10代の生徒1人に陽性を確認されたところである。この件に関わって、学校で感染し家に持ち帰ることも考えられるので、今後さらに、検査の範囲も広がっていくことも想定される。2学期の始業式が始まったばかりであり、夏休みの間に出かけた先や、自宅に帰省された方との接触などが、今後どのように影響しているのか、1週間くらいたてば、そういう結果が出てくる場合もあるかもしれない。大変暑い時期ではあるが、学校の方へも、これまでと同じように、学校における感染防止対策をしっかりとやっていくよう呼びかけていきたいと考えている。また、松江市の立正

大学湘南高等学校では、これまでで一番大きな規模といわれるクラスターが発生し、9月14日時点では96人に広がっているということである。ただ、このニュース報道をみると、寮での管理等について、風呂や食堂が共同で1箇所のみであり、その管理について、そこまで気をつけていなかったという状況の中、これほどの感染になったのではないだろうかということが、学校発表の中にあった。三次市にも冬季寮、冬の寮が1箇所、甲奴中学校にあるので、こういったことも参考にしながら、今後の学校生活等での注意へ結びつけていきたい。3点目は、猛暑、2学期のスタート、さらに健康管理ということで、マスクをつけての行動で、より熱中症になりやすいということもあり、水分補給も含め、学校の方へ指導していきたい。三次市の週間天気予報をみても、ずっと晴天続きで、夜もなかなか気温が下がらないという状況であるので、今日も三次市では12時時点で、熱中症の危険あり、運動は中止という情報が出ている。また、防災速報をみると、熱中症の危険があり、運動は原則禁止というのが、広島県全体に出ている。今日は12時50分時点で出されている状況である。中学校は部活動があつたりするが、体調に気をつけて、子どもの命を守るという観点で、しっかり安全確保させたいと考えている。そして4点目、この7月8月の三次市における生徒指導事案について、特に大きいものは起こっていない。また、保護者対応も定例的なものは若干あるが、例えば生徒からのトラブルや、学校への物申しでの大きな出来事はなかった。ただ、学校が始まっていく中で、長期休業明けには、なかなか学校へ気持ちが向かない児童生徒もいるので、そういった状況をしっかり掴んで、学校へ対応してもらいたいという話をした。例えば八次中学校などは、不登校の傾向の子どもさんも含め、今日来ていない子どもについては、担任と手分けをして家庭訪問し、家庭での子どもの様子を見ていきたいということで、早速に取組を始めていくという報告も受けている。こういう形で、学校生活へ1日も早く慣れ、通常の学校生活が取り戻していけるように、教育委員会でも支援をしていく。そこで、不登校の傾向にある子どもさんにとっては、適用指導教室も一つの居場所でもあるし、校内の別室もあるが、もう一つ、学校以外で民間が行われているフリースクールもある。こういったところ

でも、しっかりと子どもさんの様子、そして保護者との連携をとって、学校への復帰、或いは社会復帰をめざした取組をこれからも続けていくことが肝要と考えているので、しっかり教育委員会も相談を受けたり、指導したりしながら行っていきたいという気持ちで、この2学期を迎えているところである。

教育総務係長 それでは、以降の進行を教育長にお願いします。

松村教育長 これから議事に移る。本日の議案は、議案第21号及び議案第23号については、議会提出前の議案関連の案件のため、議案第22号については、児童生徒の個人情報に関する案件のため、公開になじまないものと判断する。については、三次市教育委員会会議規則第14条第1項により非公開が適当と考えるがいかがか。

委員一同 ー異議なしー

松村教育長 本日の教育委員会会議へは傍聴の申し出があるため、公開案件の報告を先に受けたのち、非公開案件を審議することとしてよろしいか。

委員一同 ー異議なしー

松村教育長 傍聴の申出者は、三次市教育委員会傍聴規則第2号による傍聴の手続きを行っていることを認め、三次市教育委員会会議規則第14条第1項により傍聴を許可する。

ー傍聴人入室ー

松村教育長 それでは、報告1について、事務局の説明を求める。

学校教育課長 三次市立中学校部活動生徒派遣事業補助金要綱の一部を改正する告示について別紙のとおり報告する。この補助金交付要綱は、中学校の部活動に係るもので、地区大会を経て県大会出場するような場合、三次地区の大会を勝ち抜いて、広島で県大会が行われるような場合に、その交通費や宿泊費等を補助するものである。予算は、毎年400万円程度を計上している。今年度は、新型コロナウイルスの影響で、そういった大会がなかなか行われておらず、それに代わる代替大会にこの補助を活用できないかという要望もあり、今回、その一部を改正しようとするものである。主な改正は3

点で、1点目は、第3条の補助対象となる大会について、第1号の広島県中学校総合体育大会が、今年度以降開催されないため削除しようとするもの。2点目は、第8条、変更交付申請について。補助金交付の流れとしては、大会出場前に各学校から交付申請が提出され、大会参加後に実績報告を提出、補助金を確定し、学校から請求書を提出、補助金交付となるが、事務改善等も勘案し、できるだけ手続きを簡素化するために、補助金交付が申請額から減額になる場合については、実績報告をもってその手続きに代えることができるという記載を加えたもの。3点目、今年度、新型インフルエンザ等の影響で既存の大会が中止になり、それに代わる大会で、特に認めるものについては、この補助金交付要綱の対象にしていこうという記載を附則に加えたものである。

小根森委員 附則に加えた「新型コロナウイルス感染症の蔓延を防止するため中止となった大会の代替大会」の対象となる大会が現在あるのか。具体的にはどのような大会か。

学校教育課長 今年度具体的に対象になった大会というのはまだないが、9月ぐらいに広島市で合唱コンクールのような大会があるので、対象にならないかという相談を受けた。スポーツだけに限らず、文化活動も対象としているので、そういった大会が対象になると考えている。

小根森委員 三次地区代表として大会に出る場合ということか。

学校教育課長 そうである。

松村教育長 そのほか質問等なければ、報告1についてはよろしいか。

委員一同 一了承一

松村教育長 続いて、報告2について、事務局の説明を求める。

教育委員会事務局付課長 三次市家庭学習支援のための通信環境整備に関する補助金交付要綱を制定する告示について、別紙のとおり報告する。主な内容については読み上げて説明する。第1条には趣旨を挙げており。この告示は、家庭学習においてICTが活用できる環境を早急に整備し、緊急時に学校が臨時休業した場合においても、遠隔授業及び学校と家庭との連絡ができることなど、児童生徒の学びを保障することを目的として、家庭における通信環境を整備する世帯に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、そ

の交付に関しては、三次市補助金等交付規則に定めるもののほか、この告示に定めるところによるとしている。第2条に定義として、この告示において、次の各項に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。第1号、通信環境とは、利用者側の利用条件において常時接続かつ無制限での利用を可能とするインターネット接続サービスをいう。第2号、家庭内とは、児童生徒が家庭学習を行う自宅のことをいうと定めている。第3条、補助対象者について、補助金の交付の対象となる者は、令和2年度の6月1日以降かつ補助金の請求を行う時点で、三次市立小学校に在籍する児童又は三次市立中学校に在籍する生徒の保護者とし、家庭に通信環境が整備されていない世帯で、当該年度の6月1日から3月31日までに、通信事業者とインターネット通信サービスの契約をする世帯とするとしている。補助金の対象経費及び補助金の額等については第4条に定めている。補助金の交付の対象となる経費は、家庭内に通信環境を新たに整備する際、必要となる初期経費及び当該年度の3月31日までの通信費とする。第2項、補助金の額は、前項の交付対象経費の10分の10以内とし、上限1万円とする。ただし、補助金の交付は、同一の世帯につき、1回限りとしている。交付の申請等については、第5条で、当該年度の9月30日までに、教育委員会に提出しなければならないとしているので、家庭の通信整備を整えようとする方は、9月30日までに申請書を提出いただくという流れになる。交付決定については第6条に記載しているが、教育委員会はその申請書を受けて、対象となる方かどうかを判断し、交付決定を送付、その後、家庭で通信環境整備等が完了したのち、3月31日までに、その内容の証明等と関係資料を送っていただいて、補助金を交付するという流れになる。資料につけているリーフレットを各家庭へ配付し、現在、募集をしているところである。予算としては、1,000万円を確保している。これは、5月に通信関係のアンケートを実施し、回収された中で通信環境整備のされていない家庭26.7%と、未回答の家庭も含めて、35%の家庭に補助すること想定したものである。

小根森委員 初期費用等ということで、対象期間は3月31日までとなっているが、それ以降の通信費の補助等のことは考えているのか。

教育委員会事務局付課長 これは早期に整備をしてもらうことが第1目的であるため、今年度いっぱいまでの通信費と考えている。それ以降は、この補助金の対象としては考えていない。

小根森委員 今後のこととして、考えないといけないかもしれない。

教育委員会事務局付課長 国の方からも、就学援助の関係で、通信費等も検討するようということがあるので、それは今後検討させてもらう。

深 水 委 員 今の件に関連して、現状では、1家庭1回となっているが、これから新生入生も入ってくるので、今年度限りというわけにいかない。そうすると、例えば減価償却の話も出てくるが、その辺は検討されているのか。

教育委員会事務局付課長 今、委員が言われたように、次年度以降、新たに小学校に入ってくる新生入生に対しての補助を今検討しているところである。減価償却については、早期整備がまず目的であるため、今整備されたものが減価償却された部分については対象とはしていない。

深 水 委 員 要綱の中に、一回限りの文言があった方がよいのではないかと。

教育委員会事務局付課長 第4条第2項で、同一世帯につき1回限りとさせてもらっている。それと、もう1点、第5条で、9月30日までに申請書を提出してもらうようにしているが、9月30日以降の転入生については、随時受付をするようにしている。

小根森委員 前回の教育委員会会議の時にも出たが、もしどうしても整備しないという家庭があった場合、どのように対処されるのか。

教育委員会事務局付課長 整備の状況にもよるが、学校からも整備をしてもらうようにしっかり声をかけさせてもらい、どうしても整備が整わず、双方向の学習ができないという場合は、学校から学習内容をDVDにしたものや、紙のプリントにしたものを家庭へ配り、学習を進めていこうと考えている。

松村教育長 その他意見等なければ、報告2についてはよろしいか。

委 員 一 同 一了承一

松村教育長 それぞれ委員の方からいただいた意見について、事務局でもう一度検討、整理をして、教員、そして、子どもたちの学習がしっかり整っていく環境ができるよう対応していただきたい。なお、報告1の補助金交付要綱の件については、各学校、とりわけ中学校が該当してくると思うので、校長会

でもしっかりと周知してもらいたい。

それではこれからは非公開となるため、傍聴人に退室いただく。

—傍聴者 退室—

議案第21号 定例市議会に提出される教育委員会関係の議案について  
(議会提出前の議案のため非公開)

議案第22号 令和3年度就学児童等の措置について  
(個人情報を含む案件のため非公開)

議案第23号 9月補正予算について  
(議会提出前の議案のため非公開)

松村教育長 これをもって本日の会議を終了する。